

保育士資格をお持ちの皆様へ

※予定

- 厚生労働省では、待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに必要となる保育の受け皿を確保することとしておりますが、この保育の受け皿の確保には、保育を支える保育士の確保が必要不可欠です。
- 一方、平成26年度は約15万人分の保育の受け皿を確保しましたが、平成27年度はさらに約12万人分の保育の受け皿の拡大が見込まれており、また、平成27年10月の有効求人倍率も約2倍（保育士1人の求職申込に対し、求人募集が2件）、高い都道府県では5倍を超えている状況です。



子ども・子育て支援新制度がスタートしたこの機会に、保育の現場で働いてみませんか！

厚生労働省では、皆様に保育士として働いていただけるよう、次のような取組を行っています。

- 民間保育所で働く保育士の給与を平均5%改善！
- 職場復帰のための研修を開催し、保育士としての復帰をサポート！
- 保育所の勤務環境を改善し、保育士が働き続けられる職場に！

具体的な取組内容については、裏面をご覧ください。

[こちら](#)

まずは、お近くの**保育士・保育所支援センター**への登録または**ハローワーク**への求職申込みをお願いします

保育士・保育所支援センターやハローワークでは、

- ・保育士としての就職に向けた相談
- ・勤務時間や勤務場所など、希望に応じた保育所のあっせん
- ・就職面接会などの開催とその案内

などを行っていますので、なんでもお気軽にご相談ください。

厚生労働省では、保育士として働いていただくため、以下の取組を行っています。

民間保育所で働く保育士の給与を平均5%改善！

○今年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度において、民間の保育士の給与を平均3%改善しています。

※平成24年の保育士給与との比較

○加えて、平成26年度の公務員給与の見直しに準拠し、保育士の給与が平均2%改善しています。

※平成26年の保育士給与との比較

職場復帰のための研修を開催し、保育士としての復帰をサポート！

○保育士・保育所支援センターでは、ブランクにより保育士として職場復帰に不安のある方を対象として、職場復帰のための保育実技研修などを行っています。

保育所の勤務環境を改善し、保育士が働き続けられる職場に！

○保育士の研修機会の確保や3歳児の保育における保育士の配置を手厚くするための仕組みなど、職場環境の改善のための新たな取組を行っています。

○具体的には、

- 保育士が研修に参加しやすくするため、保育士が研修に参加した場合の代替職員の雇上費用を保育事業者に支給 ※保育士1名につき2日分
- 3歳児の保育において、通常であれば子ども20人につき保育士が1人以上必要となるところ、子ども15人につき保育士1人以上配置した場合、保育所の運営費用に加算して支給
- 保育士の負担を軽減するため、保育以外の業務（清掃や消毒、保育室の片付けなど）を行うための補助者の雇上のための支援

などを行っています。